

# 西会津町農業委員会

## 第23回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和4年6月20日

西会津町農業委員会

## 第23回 西会津町農業委員会総会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年6月20日（月）午前10時00分

場 所 西会津町役場 3階 大会議室

### 2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

### 3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12番委員 江川 新壽  
委 員

1番委員 渡部 定衛 2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫

6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法 8番委員 小原 利道

9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介

(推進委員)

2番委員 伊藤 一郎 9番委員 山口 幸平

### 4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員)

4番委員 岩原 稔 5番委員 矢部 幸彦 11番委員 佐藤 正光

### 5 総会に出席した職員

事務局 長 小瀧 武彦

事務局 次長 鈴木 利博

事務局 員 秦 康広

### ○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。

毎日のようにクマの情報が新聞に掲載されております。朝晩の作業において

は十二分に注意されてをお願いします。本日はよろしくをお願いします。

(開 会)

○議長

それではこれより第23回西会津町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して9名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第23回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定により、1番 渡部定衛委員、10番 星敬介委員  
をお願いしたいと思います。

○議長

続いて、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

○事務局（鈴木事務局次長）

（主要業務について報告する。）

○議長

ただいま事務局より報告のありました「主要業務報告」について、委員各位  
のご意見、ご質問を求めます。

○議長

ございませんか。なければ、これで質問を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分  
について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明〔所有権移転1件〕

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた山口幸平推進委員に報告をしていただきます。

○山口推進委員

報告いたします。6月9日現地確認調査を実施しました。申請人が農地を取得することで、周囲の農地等に影響はないことを確認しました。所有者不在の農地を申請人が取得する事で遊休農地の解消になるものと思われます。以上です。

○議長

これより、質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

○議長

続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明。

○議長

事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された伊藤一郎推進委員の報告をお願いします。

○伊藤推進委員

報告いたします。6月9日岩原農業委員及びに星農業委員と現地確認調査を実施しました。現況は畑なのですが、これを宅地に変更する立会でした。周囲の農地等に支障はないことを確認しました。以上です。

○議長

事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長

質問がないようですので、質疑を終わります。これより討論に移ります。

○議長

これから討論を行ないます。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

それではお諮りします。本案は原案のとおり申請の通り承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

今回の案件については、7番三留委員が当事者となっております。したがって農業委員会等に関する法律第31条により委員は自己等に関係ある事項については、審議から外れることになっています。

それではお諮りします。

本来なら審議の間、7番委員につきましては、退席していただくところではありますが、従来の慣例通りに、審議の間は発言を控えるということで、在席のまま進めたいと思いますが、それに対しご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長

異議なしの声がありましたので、議事を進めます。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明。

(利用権の設定4件)

○議長

事務局の説明が終わりました。それではこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長

質問がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。お諮りします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の

通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

○議長

続いて、次第5. その他に移ります。

(1) 当面の日程等について事務局の説明を求めます。

○事務局(鈴木事務局次長)

当面の日程について説明。

○議長

(2) 次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長(鈴木事務局次長)

次回総会開催日について説明。

○議長

続いて(3) その他に移ります。ほかに委員の皆さん、何かありますか

○議長

なければ、以上で本日予定されていた案件は全て終了しました。

これで「第23回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。

6. 閉会

午前9時48分